

伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第27号

伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び三重県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載するこ

とをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分

通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行う

ことが規定されているものを除く。)については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月3日から施行する。

伊賀市産業振興条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第28号

伊賀市産業振興条例

伊賀市は、古くから都に隣接する地域として、また、京都や奈良と伊勢を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

また、昼夜の寒暖差が大きい盆地特有の気候や古琵琶湖層の肥沃な土壌、淀川水系源流の清らかな水、先人のたゆまぬ努力が、伊賀米や伊賀牛をはじめとする一級の食材や銘酒伊賀酒を育んできました。さらには、我が国が世界に誇る伝統工芸品の伊賀焼や伊賀くみひもなど、脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が今も息づいています。

近年では、大阪、京都、名古屋といった大都市の中間に位置する地理的優位性や、これらの都市を結ぶ鉄道や高速道路などの交通網が、製造業の新規立地、観光業の振興など、地域経済の発展や人々の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、今日、グローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化、急速な少子高齢化や人口減少による社会構造の変化など、地域社会や経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、市内の多くの事業者が様々な課題に直面している状況にあります。

このような状況を解決していくためには、市、事業者、市民等が心を一にして協働し、伊賀市の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、活力のある地域社会を実現していくことが必要です。

このことから、地域経済を支える産業の振興について、基本理念を明らかにするとともに、その方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進するため、ここに私たちは、伊賀市産業振興条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市の地域経済を支える産業の振興についての基本理念や方向性、産業の振興に関わる者の役割などを明らかにすることにより、地域で循環する経済の構築、地域経済の健全な発展並びに産業基盤の安定及び強化を図り、もって市民生活の安定及

び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行う者をいう。
- (2) 商業者 事業者のうち、商業を営む者をいう。
- (3) 工業者 事業者のうち、工業を営む者をいう。
- (4) 農林業者等 事業者のうち、農林業など第1次産業を営む者（農地又は林野を所有する者を含む。）をいう。
- (5) 観光事業者 事業者のうち、観光に関する事業を営む者をいう。
- (6) 伝統的な地場産業者 事業者のうち、伊賀焼、伊賀くみひも、伊賀酒、和菓子等伝統的な技術又は技法を用いて特産品を製造する地場産業を営む者をいう。
- (7) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫、信用組合及び農業協同組合並びに市内の事業者が金融取引を行う機関をいう。
- (8) 産業関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体等をいう。
- (9) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者であって市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者であって市内に事務所等（個人事業主であって事務所等を有しないもの場合は、その住所）を有するものをいう。
- (10) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (11) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設並びにそれらが設置する地域における研究活動拠点をいう。
- (12) 市民 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第2条第1号に規定する市民をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基本とし、市、事業者、産業関

係団体、教育機関等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たしながら、相互の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

(基本方針)

第4条 産業の振興は、前条に規定する基本理念を遵守し、次に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 情報通信技術やそれを活用した経営革新、産業の高付加価値化及び新たな産業や新たな技術の創出を促進し、これらを積極的に導入すること。
- (2) 地域の多様な資源、特性等を活かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。
- (3) 情報通信の技術革新や新産業技術など時代の潮流に対応できる人材や研究開発等の推進に係る人材、さらには地元産業の後継者や担い手としての人材の確保及び育成を図ること。
- (4) 市、事業者、産業関係団体、教育機関等が互いに連携し、及び協働して取り組む研究開発の推進並びにその成果の普及を図ること。
- (5) 農地や林野の持つ多面的な機能を理解し、発信し、及び活用し、安全安心な農林産物の生産、普及及び流通に努めること。
- (6) 日常生活を支える地域密着型商工業の定着及び地域の商工業の魅力の向上を図ること。
- (7) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を内外に発信することにより、観光産業の推進を図ること。
- (8) 伝統的な地場産業においては、新たな需要及び価値を生み出すことにより更なる振興を図ること。
- (9) 中小企業者等を取り巻く情勢に応じた産業振興を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念及び前条に規定する基本方針に基づき、積極的な情報発信及び必要な調査を行い、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策の推進に当たり、国、県その他自治体と連携し、並びに事業者、産業関係団体、教育機関等及び市民と協働するものとする。
- 3 市は、事業者の支援に努めるほか、新規産業の創出や企業誘致などにより雇用の拡大を図るものとする。

- 4 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農林産物等の受注機会の拡大を図るものとする。
- 5 市は、事業者の事業承継に資する取組を支援するものとする。
- 6 市は、災害時における事業継続に資する取組を支援するものとする。
- 7 市は、産業の振興に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、社会経済情勢の変化に即応し、新しい技術の導入及び情報通信技術を活用した経営革新に努め、人材や後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

- 2 事業者は、その実施する事業において脱炭素など環境に配慮した取組を推進するとともに、地域社会と共存共栄し、持続可能な発展を目指すものとする。
- 3 事業者は、分野又は利害を超え、相互の連携及び協働に努めるものとする。
- 4 事業者は、産業関係団体の健全な活動及び運営に積極的に参加し、及び協力するものとする。
- 5 事業者は、市、産業関係団体及び教育機関等と連携し、協力し、並びに協働して研究開発に取り組み、競争力の強化に努めるものとする。
- 6 事業者は、自らの事業活動を通じて、まちづくりや地域貢献に努めるものとする。
- 7 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者が発注するよう努めるものとする。
- 8 事業者は、市が行う産業振興に係る施策及び事業に積極的に協力するものとする。

(商業者の役割)

第7条 商業者は、商品又はサービスを提供するに当たり、品質その他の内容の充実を図ることにより、市民生活の向上に努めるものとする。

- 2 商業者は、良好な商業環境の形成に努めるものとする。

(工業者の役割)

第8条 工業者は、専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、技術力の向上を図り、競争力の強化に努めるものとする。

- 2 工業者は、独自の技術を活用した新たな製品等に係る情報の積極的な発信に努めるものとする。

(農林業者等の役割)

第9条 農林業者等は、安全で安心な農畜産物等を供給するとともに、市内で生産するこれらに係る情報を積極的に発信するものとする。

2 農林業者等は、それぞれの事業が環境保全、景観形成、水源涵養^{かん}、防災機能など多面的な役割を担っていることを認識し、適正な維持に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第10条 観光事業者は、市及び産業関係団体と連携し、及び協働しながら、地域資源を積極的に活用し、魅力ある商品又はサービスを提供するとともに、これらに係る情報の発信により誘客及び交流の促進に努めるものとする。

(伝統的な地場産業者の役割)

第11条 伝統的な地場産業者は、自らの事業が文化的価値を有することを認識し、伝統的な技術、技法、知識等の向上及び継承に努めるものとする。

2 伝統的な地場産業者は、新たな商品又はサービスの開発や新たな技術の導入等に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第12条 金融機関は、経営改善に対する支援、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応その他の方法により、地域産業の活性化に資するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第13条 産業関係団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動並びに創業を支援するものとする。

2 産業関係団体は、地域産業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に推進するものとする。

3 産業関係団体は、地域産業の振興に資する人材の確保及び育成を行うものとする。

4 産業関係団体は、事業等を通じて地域社会への貢献を図るとともに、市が実施する地域産業の振興施策に協力するものとする。

5 産業関係団体は、設立の趣旨や役割を十分に認識し、これを果たすものとする。

6 産業関係団体は、構成員の分野を超えた交流を促し、地域産業の振興を図るものとする。

(大企業者の役割)

第14条 大企業者は、中小企業者等が地域経済の活性化に重要な役割を担っていることを

理解し、発注機会の拡大及び事業活動の推進に連携し、及び協力するとともに、市及び産業関係団体等が実施する地域産業の振興施策への貢献に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第15条 教育機関等は、市、事業者及び産業関係団体と連携し、及び協働して、地域産業を支える人材や各種技能を有する人材を育成するものとする。

2 教育機関等は、研究成果等について積極的に発信するとともに、多様な主体と連携し、産業の振興に資する事業を推進するものとする。

(市民の役割)

第16条 市民は、産業の振興が地域を活性化し、地域経済の持続的な発展に寄与することを理解し、これに協力するよう努めるものとする。

2 市民は、地域産業への関心と理解を深めるとともに、地域に愛着と誇りを持ち、地産地消や地域産品の利用に努めるものとする。

(広域的な連携)

第17条 市及び事業者は、この条例の目的を達成するため、定住自立圏を構成する地域をはじめ、近接する地域と連携し、及び協力するものとする。

(産業の振興に関する意見交換の場の設置)

第18条 市は、産業の振興に関する取組について、事業者や産業関係団体、教育機関等、市民などと意見を交換する場を設けるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第29号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をして

いる場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第30号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「前号」を「前2号」に、「職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 三重県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の事業に係る購買代金及び融資返済金並びに三重県市町村職員共済組合に係る組合員の貯金

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第31号

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成16年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5月及び11月」を「6月まで及び12月まで」に改め、同条第2項中「事故の」を「、事故の」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「に規定する時期」を加える。

第3条第1項中「5月」を「6月まで」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「11月」を「12月まで」に、「4月1日」を「その年の4月1日」に改める。

第4条第1項中「次」を「伊賀市公告式条例（平成16年伊賀市条例第3号）の定めるところによるほか、市広報への掲載その他」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第32号

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成16年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「うえ」を「上」に改める。

第5条第3項第1号中「はりつけた」を「貼り付けた」に改める。

第7条中「よる確認をした」を「より登録を行う」に、「作成し、登録する」を「作成する」に改める。

第8条第2項中「前項」を「前項各号」に改め、「ものとする」を削る。

第10条中「住民基本台帳に記録されている事項」を「法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項」に改める。

第12条第1項第1号中「及び」を「又は」に、「より」を「よる」に、「を廃止した」を「の廃止の届出があった」に改め、同項第2号中「住民基本台帳を」を「印鑑登録者を住民基本台帳から」に改め、同項第3号中「婚姻」を「印鑑登録者が婚姻」に、「（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）とき」を「とき（登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。）」に改め、同項第4号中「意思能力」を「印鑑登録者が意思能力」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の場合」を加える。

第13条第3号中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付の申請を伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年伊賀市条例第27号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、印鑑登録証又は住基カードの提示は、要しない。

第16条第1項中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「当該書面」を「当該

申請に係る書面に記載された事項」に、「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、当該申請において入力された事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認した上で印鑑登録証明書を交付するものとする。

第17条の見出しを「(印鑑登録証明書の交付制限)」に改め、同条中「証明する」を「印鑑登録証明書を交付する」に改める。

第20条中「質問又は」を「質問し、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月3日から施行する。

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第33号

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成16年伊賀市条例第280号）の一部を次のように改正する。

別表1 使用料選定療養費の部初診時選定療養費の項中「5,500円」を「7,700円」に改め、同部再診時選定療養費の項中「2,750円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第34号

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊賀市立学校設置条例（平成16年伊賀市条例第236号）の一部を次のように改正する。

「
別表第1中
伊賀市立依那古小学校
伊賀市立比自岐小学校
伊賀市立神戸小学校
伊賀市沖265番地
伊賀市比自岐512番地
伊賀市上神戸40番地
を
」

「
伊賀市立上野南小学校
伊賀市沖265番地
に改める。
」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。